

平成30年度 第2回 役員会議事要旨

日 時 平成30年4月25日（水） 10時30分～11時57分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 なし

陪席者 佐々木監事，北村監事，山下附属病院長

1 審議事項

【一括審議事項】

役員会又は拡大役員懇談会で協議した2案件について、一括審議する旨の説明があった。

次いで、総務課長から一括審議事項の概要について次のとおり説明があった。

(1) 大学機関別認証評価の次回の受審方針について

本件は、7年以内ごとに受審することが義務付けられている大学機関別認証評価について、受審機関を「大学改革支援・学位授与機構」、受審年度を2021年度とするもの。

(2) 平成30年度評価反映特別経費の予算配分要領（案）について

本件は、部局の取組みとPDCAサイクルに基づく成果（アウトカム）に対する評価及びIR機能を活用した情報に基づく評価を行い配分するもの。

審議の結果、2案件はすべて了承された。

(3) 平成30年度会計監査人候補者の継続について

学長から、本件について、文部科学大臣宛てに提出する平成30年度会計監査人候補者名簿への記載について決定するものである旨の説明があった。

次いで、監査室長から、平成28年4月27日役員会において、平成28年度から平成30年度までの3か年の複数年選考を行い、継続については、前年度の監査実績等を評価のうえ、継続の確認を実施すること

が審議・決定されており、会計監査人候補者選考会議において会計監査人の資格等を審議した結果、平成30年度も引き続き「新日本有限責任監査法人」を会計監査人候補者とし、候補者名簿を文部科学大臣へ提出する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(4) 収益事業の実施について（芸術地域デザイン学部）

学長から、芸術地域デザイン学部の「新たな収益事業の実施申請」に対し、事業実施の可否・還元の適否・還元率を決定するものである旨の説明があり、次いで、財務課長から、継続事業であるが還元率の見直しを行い、インセンティブとして学生に全額還元する旨の説明があり、審議の結果、了承された。

佐々木監事から、売上金の取扱いについて確認があり、学長から、売上金及び税金については、財務課で管理監督するよう指示があった。

学長から、教員が制作した作品について、大学として作者の権利を守ることを考える必要があり今後の検討課題であること、現段階では、それらの作品から大学が直接収益をあげることはしない方針であるとの発言があり、了承された。

(5) 国立大学法人佐賀大学農水圏アドバイザーについて

学長から、本学が取り組む次世代農業分野に係る開発・実践に資する助言を得るため、無報酬の「国立大学法人佐賀大学農水圏アドバイザー」の名称を付与するものである旨説明があり、次いで、総務課長から、事前に持ち回り協議した案件であること、及び委嘱の内容について説明があり、審議の結果、了承された。

佐々木監事から、アドバイザーの名称使用のルールがないことが懸念されるとの発言があり、アドバイザーの名称を本業の営業に使用しないよう依頼することとなった。

(6) その他

特になし。

2 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から、平成29年度附属病院収支実績及び見込、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、稼働額明細等について報告があった。

(2) その他

特になし。

3 協議事項

(1) 農水圏プロジェクトの現状について

寺本理事から、プロジェクトの背景及び佐賀大学の構想として、体験型学習の導入、野菜工場の設置、有明海再生のためのファインバブルの活用及び海洋養殖などについて説明があった。

次いで、学長から、このプロジェクトにより佐賀の農業を魅力的なものに変えていきたいとの発言があり、その後意見交換があった。

4 その他

特になし。

以 上